

》不良債権への取組み状況(単体)

資産の健全性を確保するため、「金融検査マニュアル」等に基づき、厳格な自己査定を実施し、積極的な不良債権処理を行っています。

→ 金融再生法による開示債権と保全状況

(金額:百万円)

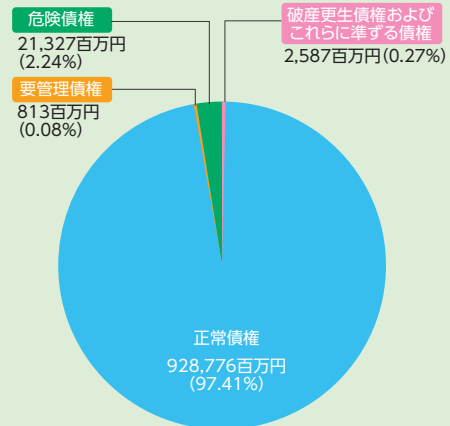
	平成30年9月末				
	開示額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,587	839	1,747	2,587	100.00%
② 危険債権	21,327	12,066	5,258	17,325	81.24%
③ 要管理債権	813	342	15	357	43.99%
④ 小計(①+②+③)	24,728	13,248	7,022	20,271	81.97%
⑤ 正常債権	928,776				
⑥ 合計(④+⑤)	953,505				

不良債権に対する保全率は81.97%と高い水準にあり、当金庫の内部留保・収益力を考慮すれば、全く懸念ありません。

→ 金融再生法による開示債権の定義

	定義
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
危険債権	危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
要管理債権	要管理債権とは、貸出資産自己査定において、要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
正常債権	正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記以外の債権をいいます。

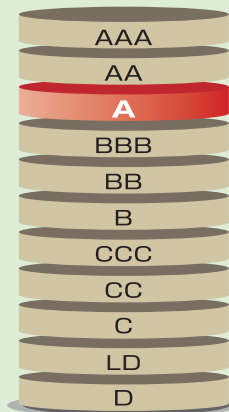
→ 開示債権の構成割合



》格付けについて

平成30年6月、(株)日本格付研究所(JCR)から、長期発行体格付として上位にランクされる格付け「A(シングルAフラット)」(格付け見通し「安定的」)を取得いたしました。

安定した内部留保の蓄積による自己資本の充実など、当金庫の経営の健全性や堅実性は、第三者機関からも高い評価を得ています。



格付け **A**
債務履行の確実性は高い

用語説明

検索

■ 格付け

格付け機関が投資家や預金者向けに、債券や預金が約定どおりに支払われる可能性、あるいは企業そのものの安全度・信用度を測定し、公正な立場からランク付けすることをいいます。

AAからBまでの格付け記号には同一等級内の相対的な位置を示す符号として、「+（プラス）」、「符号なし（フラット）」、「-（マイナス）」の三段階があります。